

家計が急変した私立高等学校に在籍する生徒への支援について

1 授業料に対する支援について（石川県私立高等学校授業料等軽減補助金）

【支援の対象となる世帯】

石川県内の私立高等学校（全日制）に在籍している生徒であって、**保護者等が石川県内に原則居住しており、次の①又は②のいずれかに該当する世帯**

①収入の急激な減少により、減少後の保護者の月収 ※ 1 に基づき試算した市町村民税の課税所得額の推計額の合計が 8 8 万円未満 ※ 2 となる場合

※ 1 減少後の保護者の月収

- ・両親2人分の合計額とし、会社作成の給与見込がわかる書類や直近3か月分の給与明細（個人事業主の方は事業収入（売上）を証する書類等）による平均月収で判断します。
- ・また、保護者等の中で解雇や倒産となった方がある場合は、直近の所得課税証明書に基づく課税所得額の合計から解雇や倒産となった方の課税所得額分を「0円」とみなして判断します。

※ 2 市町村民税の課税所得額の合計が 8 8 万円の世帯

4人世帯（両親のどちらか一方のみが就労、高校生1人、中学生1人）のモデルケースである場合に年収で約350万円程度の世帯になります。

②収入減により次のいずれかに該当することとなった場合

- ・生活保護受給世帯
- ・国民年金法の規定により国民年金の保険料の納付が減免された者がある世帯（ほか）

【支援の額】

各学校の授業料から就学支援金の支給額を差し引いた金額を免除又は軽減（1/2）

（私立高等学校の授業料）



（保護者負担額的全額又は半額（軽減1/2）を支援）

【支援の期間】

保護者等の失職等の家計の急変した日が属する月の翌月※から1年間を上限とします。

ただし、再就職等により保護者等の収入状況が改善した場合は、再就職等した月分までとなります。

※直近3か月分の給与明細（個人事業主の方は事業収入（売上）を証する書類等）等により減少後の保護者の平均月収で判断された場合は、申請書を受理した日が属する月の翌月からとなります。

次のページもご覧ください

2 教材費など授業料以外の教育費に対する支援について（石川県教育費負担軽減奨学金）

【支援の対象となる世帯】

- 保護者等が石川県に居住しており、収入の急激な減少により、減少後の保護者の月収※1に基づき試算した市町村民税の所得割額の推計額の合計が0円※2となる場合

（生活保護法に基づく生業扶助を受給している場合は除きます）

※1 減少後の保護者の月収

- ・両親2人分の合計額とし、会社作成の給与見込がわかる書類や直近3か月分の給与明細（個人事業主の方等は事業収入（売上）を証する書類等）による平均月収で判断します。
- ・また、保護者等の中で解雇や倒産となった方がある場合は、直近の所得課税証明書に基づく課税所得額の合計から解雇や倒産となった方の課税所得額分を「0円」とみなして判断します。

※2 市町村民税の所得割額の合計が0円の世帯

4人世帯（両親のどちらか一方のみが就労、高校生1人、中学生1人）のモデルケースである場合に年収で約270万円程度の世帯になります。

【支援の額】

対象となる生徒の状況等に基づき、原則生徒1人あたりの年額を一括支給※1します。

（年額）

非課税世帯 （全日制・第1子）	非課税世帯 （全日制・第2子※2）	通信制 専攻科
129,600円	150,000円	50,100円

- ※1 年額の支給となるのは、家計急変が令和3年1月1日から6月30日までにあった世帯の場合となります。家計急変が令和3年7月1日以降に生じた場合は、急変の時期によって対象となる月数分の額（月数を12で除した額）となります。
（例）第1子世帯で令和3年9月に家計急変となり、申請された場合
129,600円×6か月（対象：10月～翌年3月）/12か月
= 64,800円を給付

- ※2 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

3 提出書類※について

（1）授業料に対する支援

- ①申請書、②離職票、③所得課税証明書 等

（2）教材費など授業料以外の教育費に対する支援

- ①申請書、②離職票、③所得課税証明書、
④扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
（保険証の写し等） 等

※ 提出いただく書類は世帯の状況によって異なります。

詳細は「提出書類のご案内」をご覧ください。

4 申請・お問い合わせ

（1）申請に係るご相談

家計急変による授業料の減免や教育費負担軽減奨学金の給付を希望される場合は、まずは在籍している私立高等学校（**県外の私立高等学校等に在学されている場合は石川県総務課**）へご相談ください。

（2）支援制度に関するお問い合わせ

詳細については、次の窓口へご連絡ください。

窓口：石川県総務部総務課

私学・県立大学支援グループ

電話：076-225-1233（直通）